

教職課程について

(免許の種類)

卒業に必要な科目の他に所定の科目の単位を修得することにより、高等学校教諭一種免許状の「理科」および「工業」の取得が可能です。

また、他教科申請という方法により、「理科」と「工業」の両方の取得も可能です。

すなわち、免許取得のパターンとしては、以下の3つがあります。

1. 「理科」のみを取得する。
2. 「工業」のみを取得する。
3. 他教科申請により「理科」を取得する（「理科」と「工業」の両方を取得する；理科の免許を取得する者にはこちらをお勧めします）。

(理科)

- ・ 卒業に必要な科目の他に、教職に関する科目が12単位以上必要（うち2単位は、4年次の教育実習）。これ以外に教育原理も履修が望ましい。教育実習以外は、2年次以降に桐生キャンパスで開講。教育実習が必要。
- ・ 「理科」を取得するためには、卒業に必要な科目の中の「選択科目（専門 B,C）」において、指定された科目*1を履修しなければならない。

(工業)

- ・ 卒業に必要な科目の他に、職業指導Ⅰ、職業指導Ⅱの計4単位必要。教育原理も履修が望ましい。いずれも2年次以降に桐生キャンパスで開講。教育実習は必要ない。
- ・ 「工業」を取得するためには、卒業に必要な科目の中の「選択科目（専門 B,C）」において、指定された科目*2を履修しなければならない。

(1年次の注意)

- ・ 1年次に、教養教育科目の「日本国憲法」を必ず履修すること。これは桐生キャンパスでは開講されない。「日本国憲法」は卒業に必要な必修単位ではないが、教職免許の取得には必ず必要な科目である。（「日本国憲法」以外で1年次に履修しなければならない科目には、健康学原論、健康・スポーツ科学、英語1年、情報処理入門があるが、これらは卒業に必要な必修科目であるので履修し忘れることはないであろう。）

*1, *2: 「理科」および「工業」のそれぞれに必要な科目の詳細は、2年進級時のガイダンス（桐生キャンパス）で説明する。また、ホームページにも掲載する。